

Ⅱ 整備

1 「だれもが遊べる児童遊具広場」の定義

「だれもが遊べる児童遊具広場」とは、障がいの有無や国籍などに関わらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊べる遊具広場、である。

ユニバーサルデザインの視点で整備した、インクルーシブな遊び場のことである。

【解 説】

ユニバーサルデザインは、従来から取り組んできた高齢者や障がい者に対する様々なバリアを取り除くというそれまでのバリアフリーの視点から、こどもや外国人などを含め、すべての人にとってより快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリアを生み出さないようにする考え方である。

また、インクルーシブ（Inclusive）とは、包含性、すべてを含むという意味があり、「インクルーシブな遊び場」とは、本ガイドラインでは、あらゆる子どもたちが一緒に遊べる広場、すなわち「だれもが遊べる児童遊具広場」と同義である。

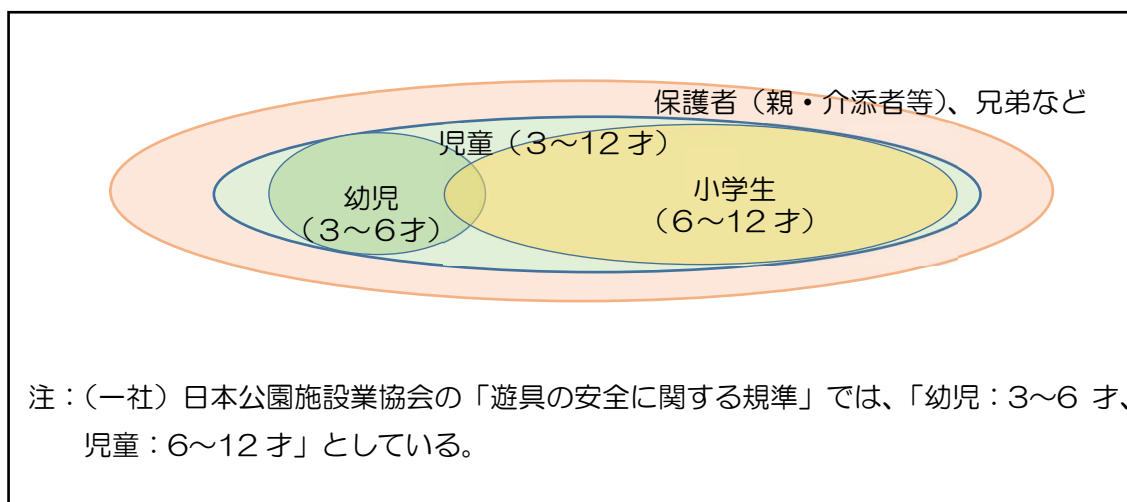
なお、規模や整備する公園種別など、広場の基本的な考え方は次表のとおりとする。

表Ⅱ－１－１ 「だれもが遊べる児童遊具広場」の基本的事項

基本的事項	概 要
整備する公園の種別	特に規定はなし
利用する年齢層	概ね3才から12才の児童が主体。 保護者や兄弟などの利用も幅広く考慮。
規模	地域や公園の特性に応じて柔軟に対応していくが、小さな広場は概ね200㎡程度、大きな広場は概ね5000㎡程度。
アクセシビリティ	ユニバーサルデザインであることが必要。
遊具・施設	1基以上、ユニバーサルデザインに配慮した遊具・施設が配置されていることが必要。
周辺施設	公園の出入口や駐車場、園路、トイレなどの基本的な施設は、ユニバーサルデザインであることが必要。
児童遊具広場との関連性	既存の児童遊具広場を改修する際、あるいは新規に整備する際には、本ガイドラインを参考とする。ただし、従来型の遊具・施設の導入、混在についても、地域ニーズ等によって柔軟に対応していくことが必要。

Ⅱ 整備

ここでは、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）平成26（2014）年6月 国土交通省」に基づき、概ね3才から12才までのこどもを児童と呼称する。また、その体形、体力や知力、能力等の差から、3才から6才までを「幼児」、6才から12才までを「小学生」と区分して扱うことがある。なお、（一社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）2014年6月」では、概ね3才から6才を「幼児」、6才から12才を「児童」（本ガイドラインでは「小学生」）と呼称しているので注意が必要である。（図Ⅱ－1－1）



図Ⅱ－1－1 「だれもが遊べる児童遊具広場」の主な利用者

2 整備のいろいろなケース

「だれもが遊べる児童遊具広場」を整備する場合、以下のようなケースが考えられる。その地域、公園の特色やニーズに対応して、できるところから整備を推進していくことが必要である。

ケース1：新規公園に新規整備

ケース2：既設公園に新規整備

ケース3：既設公園に改修整備

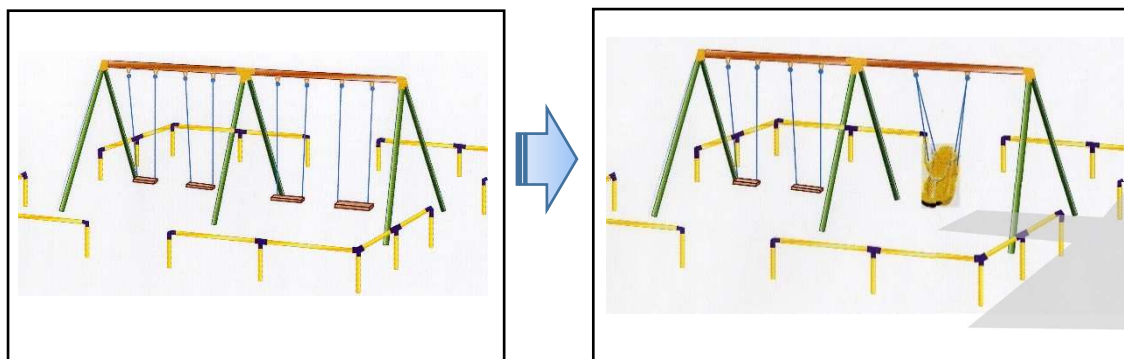
【解 説】

次表のように、それぞれのケースに応じて、整備していくことが必要である。

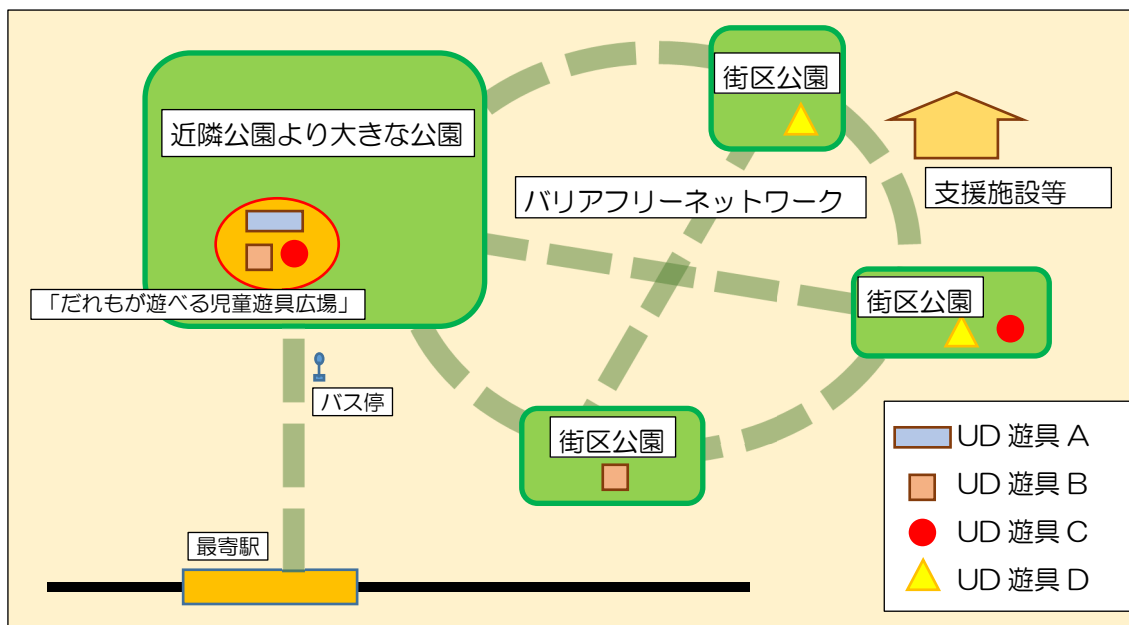
表Ⅱ－２－１ 「だれもが遊べる児童遊具広場」を整備する際のケース

ケース	整備の概要
ケース1 新規公園・新規整備	新規に整備する公園の一角に、広場を整備する。公園の全体計画との整合をとりながら、基本的な諸条件を十分整理して、整備を進める。 小規模な公園は、公園全体を地域ニーズに応じて「だれもが遊べる児童遊具広場」と位置付けても支障はない。
ケース2 既設公園・新規整備	既設公園に新規に広場を整備する場合は、新規公園に整備する場合と同様、基本的な諸条件を十分整理して、整備を進める。
ケース3 既設公園・改修整備	既設公園の児童遊具広場を改修する場合は、現状の施設状況、利用状況、課題を把握する。継続利用する遊具と撤去遊具を選定し、新規に入れる遊具・施設、利用する周辺施設はユニバーサルデザインに配慮する。 なお、複数の公園で改修を行う場合は、それぞれの公園の広場に特色を持たせ、機能補完とバリアフリーネットワークの強化を目指した整備を行う。 (図Ⅱ－２－１及び図Ⅱ－２－２)

Ⅱ 整備



図Ⅱ－２－１ ブランコのシートを改修する事例（ケース３の改修例）



注：「UD」はユニバーサルデザインの略

図Ⅱ－２－２ 既設複数公園での整備における
各公園での機能補完の考え方の例

参考：ニューヨーク市のアクセシビリティのランキング

ニューヨーク市公園・レクリエーション局では、プレイグラウンドのアクセシビリティについて、以下のようなランク区分（Accessible Playground Definition）を行っている。

- レベル１：すべてのこどもたちが遊べる遊び場（注：レベル１が最高ランク）
- レベル２：スロープ付きの遊具とだれもがアクセスできるブランコのある遊び場
- レベル３：だれもがアクセスできるブランコのある遊び場
- レベル４：移乗できるデッキの付いた遊具や地面の高さで遊べる遊具のある遊び場

車いすでも近づけて移乗できるブランコがあれば、レベルは４段階中の３段階にレベルアップする。

3 整備の基本的考え方

「だれもが遊べる児童遊具広場」の整備は、以下のような考え方で進める。

- (1) ユニバーサルデザインの視点で整備する。
- (2) 基準等に準拠して整備する。
- (3) できるかぎりニーズを把握して整備する。
- (4) 計画段階から多様な利用者の参加、地域の連携のもとに整備する。
- (5) 管理形態を想定して整備する。

【解 説】

(1) ユニバーサルデザインの視点で整備する

「だれもが遊べる児童遊具広場」は東京都の「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン（平成18年1月）」で示されている5つの視点に基づいて整備する。（表Ⅱ－3－1）

参考：ユニバーサルデザインとは

□年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方にたって快適な環境をデザインすること。

□アメリカ、ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏（建築家・デザイナー）らが提唱したことが始まりと言われている。

□ロナルド・メイス氏らが提唱した7原則があり、これを踏まえて、東京都は以下のような都独自の5つの視点を示している。（詳細は次頁）

- ①公平（だれもが同じように）
- ②簡単（容易に）
- ③安全（危険なく）
- ④機能（使い勝手よく）
- ⑤快適（気持ちよく）

□東京都は、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした「福祉のまちづくり」を推進し、

『はじめから「人」をまちづくりの中心に据えることにより、多様な生き方を尊重し、「より安全に」「より安心して」「より快適に」暮らすことのできるような福祉のまちづくりを進め、

- ・一人ひとりの個性が大切にされる社会
- ・だれもが、安心して住み、暮らし続けることができる社会
- ・だれもが自由に移動でき、積極的に社会参加のできる社会の実現』を目指している。

表Ⅱ－３－１ ユニバーサルデザインの５つの視点

公 平（だれもが同じように）	
だれもが同じように施設や設備を利用できる	
	・ 高齢者や障がい者、こども、外国人などの多様なニーズを視野にいれている。 ・ 基本的にだれもが同じ動線で利用できる経路となっている(特別な経路を設定していない。) ・ だれもが差別感や疎外感を感じることなく、利用できるようになっている。 ・ いくつかの利用手段、使用手段があり、利用者が選択できるようになっている。
簡 単（容易に）	
利用者の知識や能力、状況に関係なく、容易に施設や設備を利用できる	
	・ 人の自然な動きに配慮し、分かりやすい配置や経路となっている。 ・ 施設や設備の利用方法が、簡単で分かりやすいようになっている。 ・ 情報が、必要な場所で適切な方法により入手できる。 ・ 情報が、重要な順にわかりやすく提供されている。
安 全（危険なく）	
特別な注意を払わなくても、危険なく施設や設備を利用できる	
	・ だれにとっても、危険なものや場所がないように配慮されている。 ・ 設備・器具等が安全に操作、利用できるようなつくりされている。 ・ うっかりミスがあっても、危険がないように配慮されている。
機 能（使い勝手よく）	
使い勝手よく施設や設備を利用できる	
	・ どのような体格や身体機能の人にも、利用しやすいスペースや大きさとなっている。 ・ 押しボタン等の操作系設備の配置は自然な姿勢や動作で利用できるように配慮されている。 ・ 設備・器具等が、少ない力や自然な動作で利用できるよう配慮されている。
快 適（気持ちよく）	
気持ちよく施設や設備を利用できる	
	・ だれにでも快適さや心地よさが感じられるよう、素材や色使い等が配慮されている。 ・ 施設全体や周囲との調和に配慮した魅力あるデザインとなっている。 ・ 生活の豊かさが感じられるような質感の高いデザインとなっている。 ・ だれもが疎外感を感じることなく、気持ちよく利用できるようになっている。

資料：福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン

平成 18（2006）年 1 月 東京都

(2) 基準等に準拠して整備する

遵守する法律はバリアフリー法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 令和 4（2023）年 3 月改正）であるが、地方公共団体が設置する都市公園における特定公園施設の設置に関する基準については、省令で定める基準を参酌して地方公共団体で定めることになっている。（平成 24 年 4 月施行）

都立公園の場合は、以下により整備基準が定められているので、新規整備や改修に際しては準拠する。

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例
 平成 24（2012）年 12 月 13 日 条例第 150 号
 同条例施行規則
 平成 24（2012）年 12 月 21 日 規則第 170 号

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則
 による「整備基準」をもつ公園施設

- ・園路及び広場（出入口、通路、傾斜路を含む）
- ・屋根付き広場
- ・野外劇場及び野外音楽堂
- ・便所
- ・掲示板、案内板及び標示
- ・休憩所及び管理事務所
- ・駐車場
- ・水飲場及び手洗場

注：自然条件や文化財保護等に係る適用除外規定もある。

なお、地方公共団体で、同様の条例や基準等を制定している場合は、当該条例、基準等を準拠する。

また、遊具については、同条例では「整備基準」を定めていない。遊具の安全に関する基準としては、以下の指針、規準があるので、これらに準拠する。

■都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)

平成 26（2014）年 6 月 国土交通省

■遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2014）

2014 年 6 月（一社）日本公園施設業協会

※上記「遊具の安全に関する規準」は、（一社）日本公園施設業協会の自主基準。

「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル 令和 5（2023）年 10 月改訂版 東京都」で、「遊戯施設」の「整備基準」はなく、「望ましい整備」として「適合努力義務」となっている。

（３）できるかぎりニーズを把握して整備する

「だれもが遊べる児童遊具広場」には、障がいの有無に関わらず、多様な利用者が訪れるが、公園の地域性や年齢構成、周辺の遊び場の分布、障がい児等の施設の有無、現在の利用状況などによって、それぞれ特色がある。計画段階で状況を把握することが大切である。

（４）計画段階から多様な利用者の参加、地域の連携のもとに整備する

利用者に望まれる「だれもが遊べる児童遊具広場」にするためには、計画段階から、地域の多様な利用者や団体に呼びかけ、支援や協力等を得ていくことが重要になる。

可能な限り、ワークショップなど、参加型の手法を導入し、地域の連携によって整備や管理の方向性を検討していくことも必要となる。

例えば、以下のような利用者、団体等の参加が考えられる。

- ・ 保育園、幼稚園、小学校
- ・ こども会、学童クラブ、地域のこどもと遊びの支援団体、NPO
- ・ 特別支援学校、福祉団体
- ・ 近隣の大学の研究者、学生ボランティアグループ
- ・ 行政の福祉関連部局

（５）管理形態を想定して整備する

基本的には通常の都市公園と同じような利用が想定される。幼児には原則として保護者が同伴しての利用が想定されるが、各公園の特性に応じて、プレイワーカーやボランティア等の配置など、管理運営の方向性を想定して整備を進める必要がある。

4 計画の手順

本ガイドラインでは、都市公園に「だれもが遊べる児童遊具広場」を整備することを想定している。その整備手順については、それぞれの公園の実情に応じて異なる一面もあるが、概ね以下の流れとなる。なお、手順は常にフィードバックしつつ内容の具体化を図る。

計画の段階から、想定される公園利用者、福祉の支援団体、周辺住民、学識経験者、公園管理者などによるワークショップの開催を検討することが望ましい。

- (1) 現況把握
- ↓
- (2) 方針設定
- ↓
- (3) 敷地選定
- ↓
- (4) ゾーニング・動線計画
- ↓
- (5) 遊具・施設選定
- ↓
- (6) 計画図の作成
- ↓
- (7) 概算工事費の算出

【解 説】

前述した整備のいろいろなケースによっては、計画の手順が変わる場合もあるが、手順の流れは、基本的に同一である。ただ、遊具単体を入れ替える場合などは、いくつかの手順を省略できる。

(1) 現況把握

1) 公園の上位的计划・将来計画等の把握

「だれもが遊べる児童遊具広場」を整備する公園の、将来計画等を把握し確認する。

2) 公園現状の把握

公園の自然環境、施設の状況、遊具の老朽化状況、利用の状況などについて把握する。

3) 利用者の把握

どのような利用者が多く訪れるかを把握する。小学校等をはじめ、周辺の支援学校や福祉施設の立地、必要に応じて関係者や施設等へのヒアリングなども行う。現

Ⅱ 整備

在は、障がいのあるこどもたちの利用が見込めない場合でも、整備後に利用が発生する場合も考えられるため、潜在需要も把握する。（表Ⅱ－４－１）

4) 敷地解析

敷地の特性をまとめ、整備上の問題点等を整理する。特に、地形、日当たり、排水状況、樹木の根張り、景観的な見通しなどに注意する。

表Ⅱ－４－１ 想定されるさまざまな利用者

対象者	想定されるケースと特性の例
肢体不自由者 （手動・電動車いす使用者）	・ 階段や大きな段差の昇降、砂の地面の走行が不可能である。 ・ 移動や遊具・設備の利用に一定以上のスペースを必要とする。 ・ 車いすからの移乗が困難な場合がある。
肢体不自由者 （車いす以外）	・ 杖・歩行器・義足・義手・補装具などを使用している場合がある。 ・ 階段・段差・坂道・長距離の移動が困難な場合がある。 ・ 上肢障がいがある場合、手腕を使った動作や巧緻な作業が困難な場合がある。
内部障がい者	・ 長時間の歩行や立位が困難な場合がある。 ・ オストメイト（人工肛門等造設者）など、外見からは気づきにくい場合がある。
視覚障がい者 （全盲・弱視、色覚障がい）	・ 視覚による情報認知が不可能または困難である。 ・ 空間把握、目的場所までの経路確認が困難な場合がある。 ・ 音声を中心に情報を得ている場合がある。 ・ 識別が困難な色の組み合わせがある。
聴覚・言語障がい者 （ろう・難聴、言語障がい）	・ 音声による情報認知やコミュニケーションが不可能または困難である。 ・ 補聴器・人工内耳を装着している場合がある。 ・ 視覚を中心に情報を得ている場合がある。 ・ 外見からは気づきにくい場合がある。
知的障がい者	・ 判断や理解、コミュニケーションなどが困難な場合がある。 ・ 情報量が多いと混乱する場合がある。 ・ 危険箇所に気づかなかったり、動き回り急に飛び出してしまうことがある。 ・ 困ったことが起きてても自分から助けを求めることができない人もいる。
発達障がい者	・ 人との関わりやコミュニケーション、感情や行動のコントロールが困難な場合がある。 ・ 危険箇所に気づかなかったり、動き回り急に飛び出してしまうことがある。 ・ 音・光・匂いなどに対して感覚過敏な人もいる。
精神障がい者	・ ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻視が現れることがある。 ・ 新しいことや人との関わりに対して緊張や不安を感じることもある。 ・ 危険箇所に気づかなかったり、動き回り急に飛び出してしまうことがある。
妊産婦	・ 歩行が不安定な場合がある。（特に下り階段で足下が見えず不安） ・ 長時間の立位が困難な場合がある。 ・ 不意に気分が悪くなる場合がある。
乳幼児連れ	・ ベビーカーを使用している場合、階段・段差の昇降が困難である。 ・ 多胎児を含め複数のこどもに付き添っている場合がある。 ・ こどもが不意な行動をとる場合がある。
高齢者	・ 歩行が不安定で、階段・段差の移動や長時間の立位が困難な場合がある。 ・ 視力・聴力が低下している場合がある。
外国人	・ 日本語によるコミュニケーションや情報理解が困難な場合がある。

注：障がい者等においては複合障がいの場合がある。

参考資料：「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）における主な対象者」

(2) 方針設定

現況把握等を踏まえて、以下のような事項について、概ねの整備の方向性を設定する。

- ・広場の概ねの規模
- ・広場の性格・特色
- ・特に配慮する利用者
- ・外周の囲いの有無やアクセシビリティの改善
- ・管理形態 など

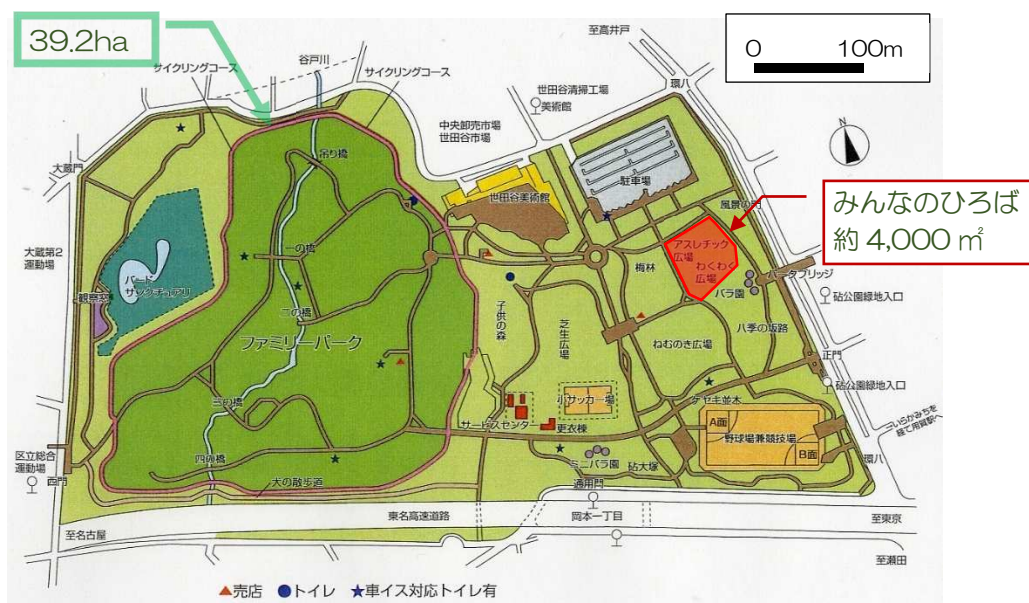
なお、規模については、アメリカなどでは、プレイグラウンドとして、大きな公園の一面に複数箇所整備している例が多く見られるが、面積、規模は個々のプレイグラウンドによって差がある。

規模設定のひとつの目安としては、これまでの公園内での児童遊具広場の規模等から、以下のような設定が考えられる。

表Ⅱ－４－２ 公園の規模と「だれもが遊べる児童遊具広場」の規模の目安

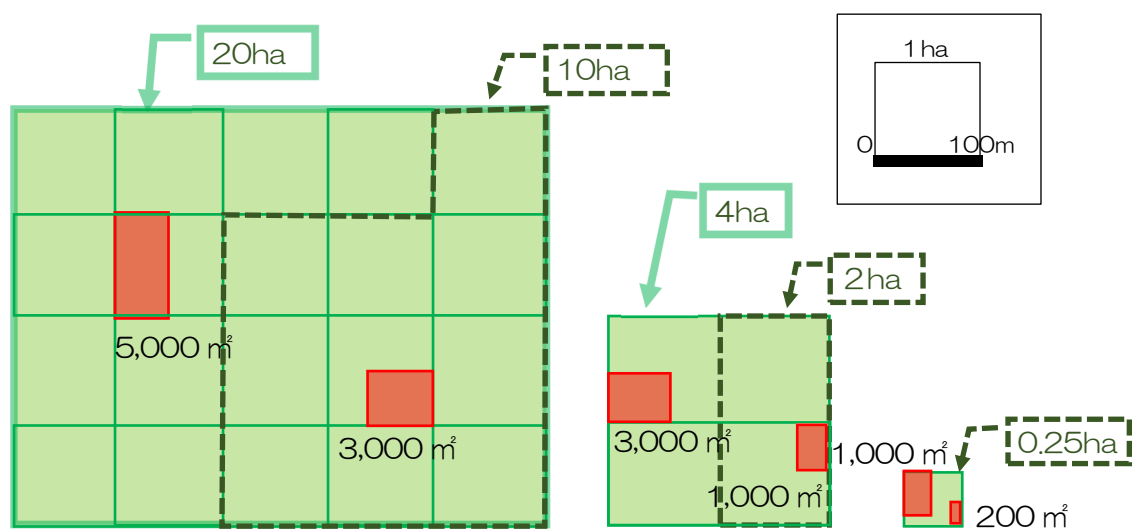
公園の種別・規模	おおむねの規模の目安	整備の方向性	事例
広域公園 (50ha 以上) 総合公園 (10ha 以上) 運動公園 (15ha 以上) 等の 大きな公園	5,000 m ² ～ 3,000 m ² 程度 (図Ⅱ－ 4－2) 大きな規模	大型遊具や複数の遊具を導入でき、多様な利用者に対応した、多様な遊びの展開が期待できる。	砧公園みんなのひろば (図Ⅱ－4－1)、府中の森公園、国営昭和記念公園わんぱくゆうぐ
地区公園 (4ha)、 近隣公園 (2ha) など中規模な 住区基幹公園	3,000 m ² ～ 1,000 m ² 程度 比較的 大きな規模	大型遊具や複数の遊具を導入でき、地域ニーズに応じた整備が期待できる。	秋葉台公園 (神奈川県藤沢市) の広場
街区公園 (2,500 m ²) など小規模な公園	1,000 m ² ～ 200 m ² 程度 小さな規模	核となる遊具とブランコ、いくつかの小型遊具などで構成される。	二子玉川公園 (世田谷区) 築地川公園 (中央区)
街区公園 (2,500 m ²) など小規模な公園	区域を定めずに整備	公園全体を「だれもが遊べる児童遊具広場」と位置付けて整備。バリアフリースイレなども望まれる。	豊玉公園 (練馬区)

Ⅱ 整備



※都立砧公園の「みんなのひろば」は、東京都が「だれもが遊べる児童遊具広場」として整備した最初の施設。

図Ⅱ－４－１ 都立砧公園内の「みんなのひろば」の位置と規模



総合公園や運動公園（10～20ha 程度）
に 5,000～3,000 m²程度の広場

地区公園・近隣公園
（2～4ha 程度）に
3,000～1,000 m²
程度の広場

街区公園（0.25ha
程度）に 1,000～
200 m²程度の広場

大きな規模

比較的大きな規模

小さな規模

図Ⅱ－４－２ 公園規模と「だれもが遊べる児童遊具広場」の規模

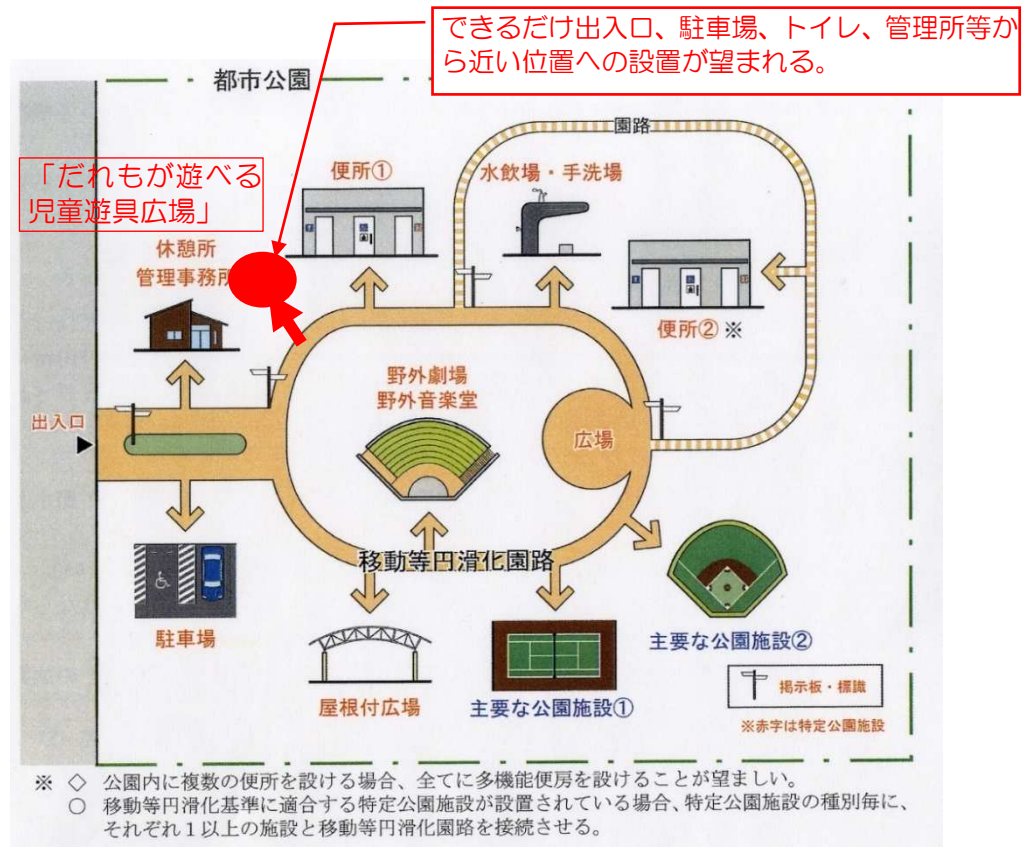
(3) 敷地選定

現況把握、方針設定等を踏まえて、公園のどこに整備するか、場所を選定する。多くは既存の児童遊具がある場所などが選定されることが多いと想定されるが、以下のようなケースが考えられる。

- ・今ある児童遊具広場を改修する。(ケース3)
- ・公園内の一角に新規に整備する。(ケース2)

いずれにしても敷地選定の際に重要となるのは駐車場や公園出入口からのアクセシビリティである。できるだけ、公園出入口や駐車場、バリアフリートイレ、管理事務所等に近く、移動等円滑化園路あるいはそれと同等機能をもつ園路沿いに敷地を選定する。あわせて、敷地の地形、日当たり、排水、見通しなど、安全性、快適性、災害時対応との整合性などの条件に問題がないかについても確認する。

(図Ⅱ-4-3)



資料：みんなのための公園づくり（改訂版）平成 29 年 3 月

監修 国土交通省都市局公園緑地・景観課 より 一部加筆して作成

図Ⅱ-4-3 移動等円滑化園路と
「だれもが遊べる児童遊具広場」の位置関係の一例

（４）ゾーニング・動線計画

計画方針に沿って、敷地をどのように活用するか、遊具や施設等をどのように配置していくかのおおよその方向性をゾーニング図等に整理する。

＜遊びと遊具の把握＞

「だれもが遊べる児童遊具広場」では、

- ・どのような遊びの展開が望ましいか
- ・それにはどのような遊具が望ましいか

等を検討していくことが必要となる。

なお、ユニバーサルデザインに配慮された遊具は、日本でこれまでにあまり見られない形状の物が多いので、遊具メーカーのカタログ、先進事例等などで、知識を得ることが必要となる。

＜遊具広場のゾーニング＞

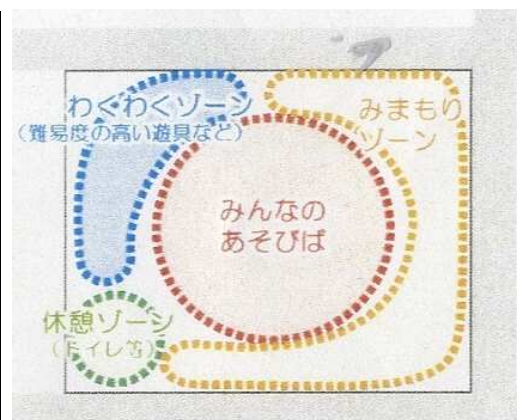
ゾーンの設定に特に決まりはないが、以下のような考え方で方向性を決めていく。

- ・メインとなる遊びの場所や中心となる遊具を置く場所を決める。多くの場合、複合遊具や滑り台、ブランコなどが置かれる場所が対象となる。
- ・敷地の端に置いた方が良い遊具、例えば、動きの激しい遊具や音の出る遊具などの置く場所を決める。
- ・遊具の安全規準上、幼児用（３～６才）、小学生用（６～１２才）に分けた方が良い場合は、概ねの年齢層で区分を行う。
- ・遊びの性格、例えば活動的な遊び、静的な遊び、休息・交流といった区分を検討する。
- ・休息・交流のゾーンは、遊具のゾーン同様重要であり、人が集まりやすく、見通しの良い場所に検討する。保護者同士、プレイワーカー、支援団体やボランティア等の新たな交流を生む場となったり、周辺の遊具で遊ぶ子どもたちを見守れるゾーンである。
- ・コージー※ゾーンは、遊びで高揚しすぎた気分を沈めたり、パニックのような状態になった時に利用する、気分を落ち着かせるゾーンである。
※コージー：居心地の良い、といった意味。
- ・遊具の名称をそのままゾーンの名称に活用する方法もある。
- ・幹線園路をどこに配置するかを検討する。（全体を広場空間として遊具を適宜配置し、園路を設けない整備法も選択肢である。＜世田谷区立二子玉川公園など＞）
- ・移動や遊び場の異なる動線の交錯がないかを検討する。

（表Ⅱ－４－３、表Ⅱ－４－４、図Ⅱ－４－４、図Ⅱ－４－５）

表Ⅱ－４－３ 品川区でのゾーニング検討の一例

ゾーン名	ゾーンの考え方	配置する施設
みんなのあそびば	公園全体の中で中心に位置し、また誰もがアクセスしやすいゾーン	ユニバーサルデザインに配慮した遊具
みまもりゾーン	「みんなのあそびば」と隣接し、公園全体の様子を見渡すことができるゾーン	ベンチや日除け等
わくわくゾーン	「みんなのあそびば」と隣接した、こどものチャレンジ精神を引き出すゾーン	難易度や対象年齢が高い遊具(ユニバーサルデザインではない遊具も含む)
休憩ゾーン	トイレや水飲み場等、公園利用者が休憩することができるゾーン	だれでもトイレ、着替えスペース、クールダウンスペース等



計画案ゾーニング

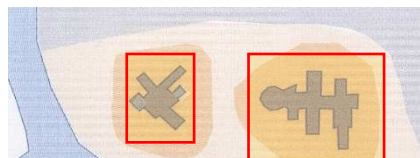
資料：「子どもたちのアイデア等を活かした公園づくり基本構想委託 報告書」

令和2年度 品川区

Ⅱ 整備

主な遊具の大きさの空間単位と、「だれもが遊べる児童遊具広場」の規模別ゾーニング例を以下に示す。

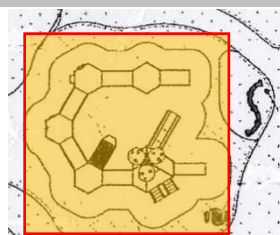
小さめの複合遊具
複合遊具は組合せができるので、大きさも形状も多様。
(中央区立築地川公園)



左 幼児用 5m×7m
右 児童用 8m×10m



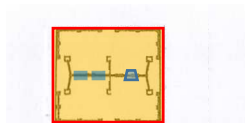
大きめの複合遊具
大型の基準などはないが、15m×15m 以上
(都立砧公園)



15m×15m



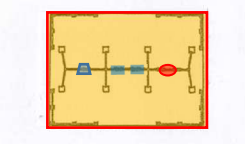
小さめのブランコエリア
3座程度あって、最低1座は、障がいのある子も乗れるタイプとする。
(練馬区立豊玉公園)



7m×8m



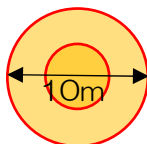
大きめのブランコエリア
4座程度以上のうち、2座以上は、障がいのある子も乗れるタイプとすることが望まれる。
(都立砧公園)



11m×8m



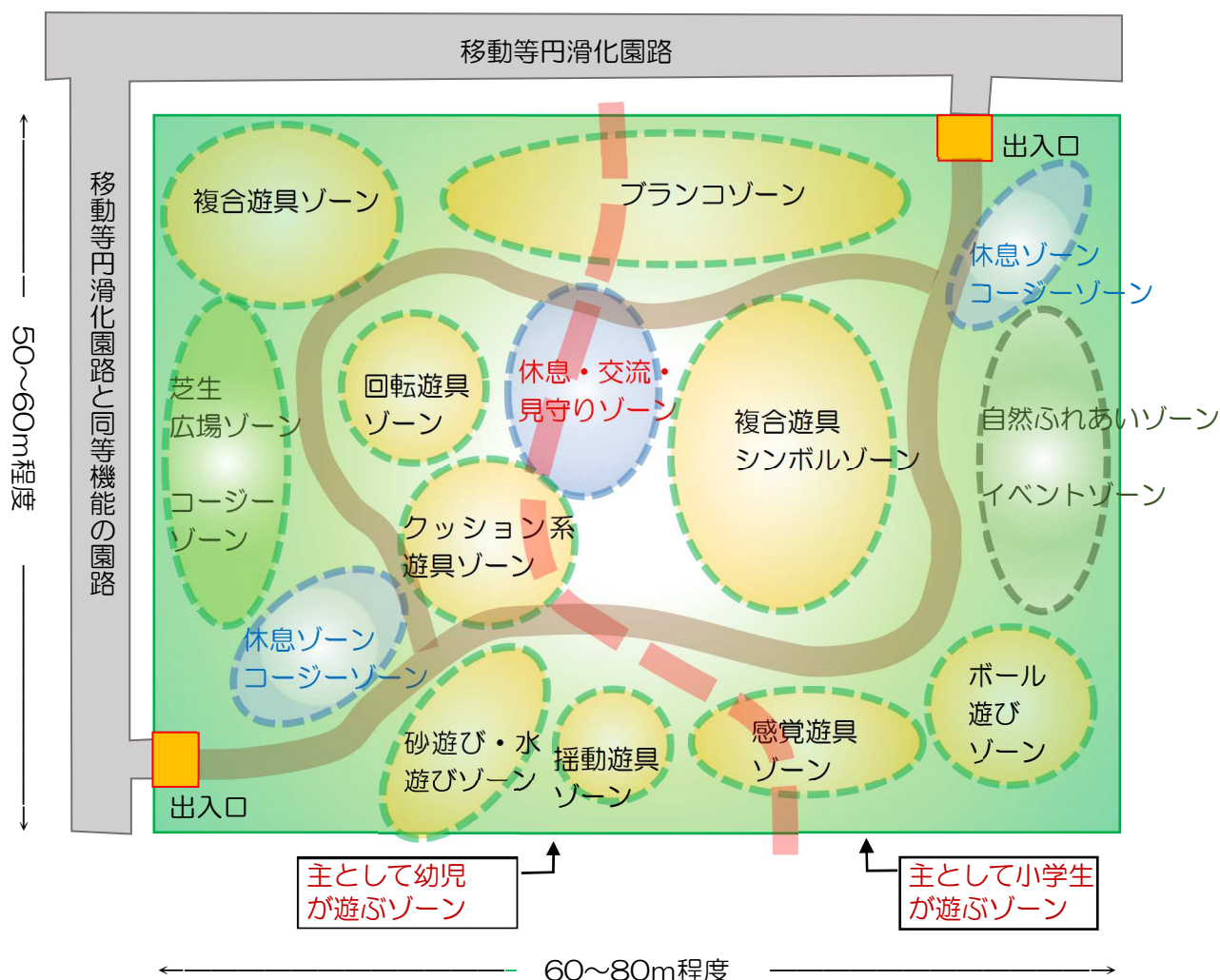
クッション系遊具
基準などはないが、直径5m～10m 程度。
(国営昭和記念公園わんぱくゆうぐ)



外側直径 10m 内側直径 5m



図Ⅱ－４－４ 主な遊具の大きさ（空間単位）

■大きな規模（5,000～3,000 m²前後）の広場の一例

大きな公園に整備される大きな規模の広場である。

ニーズに応じて、どのような遊び方が良いか、そのためにはどのような遊具が良いかを検討し、遊具の名称や遊びの動きの特色などでゾーンを区分していく。

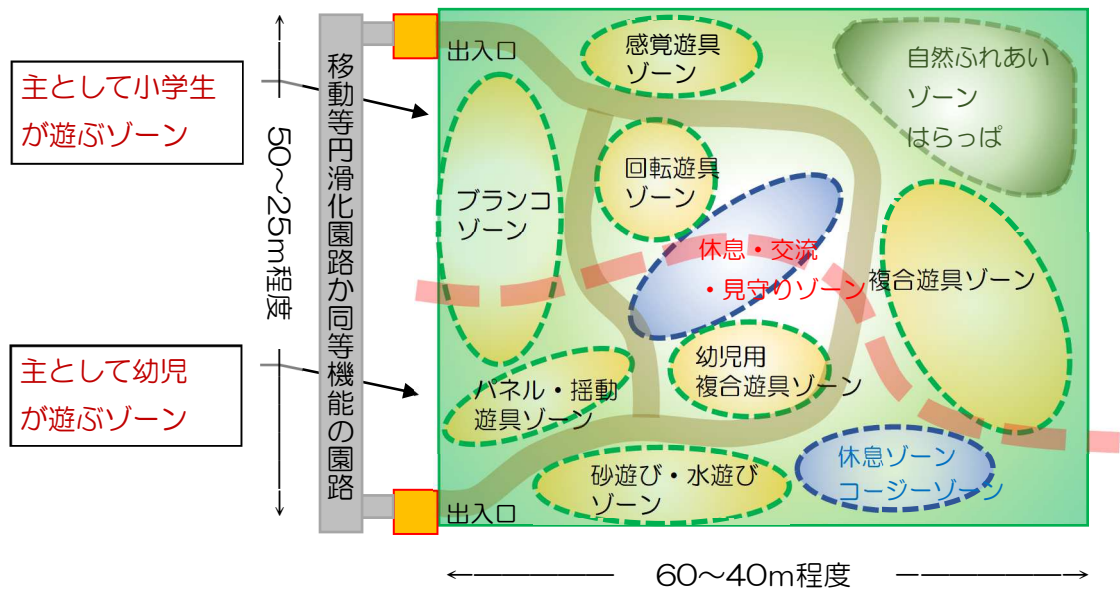
遊具の安全基準が、3才から6才の幼児と6才から12才の小学生で異なるが、体力にも個人差が大きいため、利用上の注意を促す。

中心的な遊具は、複合遊具になる。多様な遊びが組み込まれ、規模も大きくなり、目立つ存在で、利用者も多いことから、広場の中核的な位置、あるいはやや端のコーナーなどに配置を検討する。

動きが激しく、安全領域が広く必要な遊具、例えばブランコなどは、敷地の端が適地である。感覚（楽器）遊具など、音などが出る遊具も端が適地となるが、聴覚過敏の子どももいるので、入口付近はできるだけ避ける。なお、コージーゾーンも端が適地となるが、これらのゾーンとは離して配置することが望ましい。砂遊びや水遊び場なども中央よりは端が適地となる場合が多い。

Ⅱ 整備

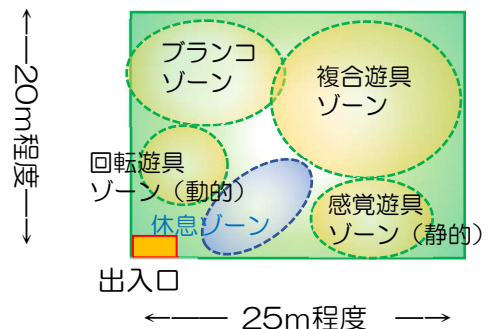
■比較的大きな規模（3,000～1,000 m²程度）の広場の一例



比較的大きな規模の広場である。その公園の地域ニーズによって異なるが、主要遊具は大きく変わらない。前述の大きな規模の広場の各ゾーンをそれぞれ小規模化、あるいは取捨選択した例である。地区公園や近隣公園などに整備する場合は、誘致圏が広い広域公園や都市基幹公園よりも、ニーズを絞りやすいので、ニーズに応じたゾーニングを検討する。

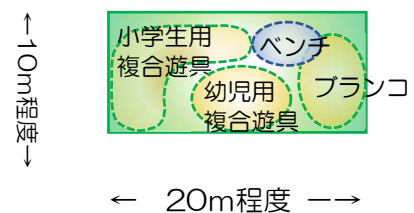
■小さな規模（500 m²前後）の広場の一例

小面積でも、ある程度充実したユニバーサルデザインの遊具を配置できる。



■小さな規模（200 m²前後）の広場の一例

ゾーンと呼べるような空間単位ではないが、おおまかな土地利用を検討する。複合遊具、ブランコ、ベンチを置いた案である。



図Ⅱ-4-5 ゾーニング検討の一例

なお、主なゾーンと遊具の関連については、次表のとおりである。

表Ⅱ－４－４ 各ゾーンに導入を検討する主な遊具

主なゾーン名	ゾーンに適合する遊具の概要
複合遊具ゾーン	複合遊具が置かれるゾーンである。幼児用、小学生（児童）用、大型、中型、小型各種ある。登はん、滑走、バランス、パネル遊びなど多様な遊びを組み合わせることができる。
滑り台ゾーン	デザイン性の高い滑り台は複合遊具同様、広場のシンボルにもなる。友達や保護者等と一緒に楽しめるよう、幅広の滑降部、複数連の滑降部、這って登れる登はん部、上部で交流できるプレイデッキなど、工夫が必要となる。
ブランコゾーン	最低でも複数あるブランコのうちの１座を、体幹が弱いこどもや幼児が利用しやすい、椅子型やバケット型にする。敷地に余裕があり、要望が多い場合には、数を増やすことも検討する。
回転遊具ゾーン	回転は、脳のさまざまな部分が同時に刺激されると言われている。体幹の弱い子や肢体不自由の子も乗れる回転遊具を検討する。安全領域や見守りベンチなど安全の確保に配慮する。
感覚遊具ゾーン	視覚、聴覚、触覚などを刺激する遊具である。聴覚を刺激する遊具としては、楽器遊具、伝声管などがある。視覚を刺激する遊具としては、曲面の鏡や望遠鏡、潜望鏡などがある。触覚を刺激する遊具としては、下記のパネル遊具などがある。
パネル遊具ゾーン	多様な感覚を刺激するパネル、エンドレスな遊びができるパネル、微細な指の動きを楽しむパネル、パズルやクイズなどのパネル、音の出るパネルなどがある。
クッション系遊具ゾーン	飛びはねたり、ころがったり、揺れを楽しんだりする遊具である。
揺動遊具ゾーン	シーソー、スプリング遊具、スイング遊具などがある。友達や保護者等と一緒に楽しめるよう配慮する。
ボール遊びゾーン	ストリートバスケットボールゴールなど。
コーギーゾーン	遊びで高揚した気分を鎮めるときや、パニック時に利用するクールダウンのスペース。プレイハウスやドーム型遊具なども有効に活用でき、コミュニケーション遊びなどの要素も内在している。遊具から少し離れた静かな木陰などを利用して、コーギースペースとする方法もある。
砂遊び・水遊びゾーン	車いす使用者でも楽しめるレイズド砂場やサンドテーブル、手押しポンプやレイズド水路、車いすでも入れるじゃぶじゃぶ池等の導入を検討する。
自然ふれあいゾーン	芝生や草地、植込みによる迷路、レイズド花壇やハーブ園、はらっぱ、雑木林などを広場内に取り込む。
休息・交流・見守りゾーン	休息しながら、児童や保護者等が交流できる重要なゾーンである。広場全体が確認できる、見通しの良い場所や遊具・出入口の近くなど適切な場所を選定して、日除け、野外卓、ベンチ、水飲みなどを配置する。 また、周囲の遊具で遊ぶ児童を見守れる機能をもつよう配慮する。
その他のゾーン	ニーズに応じて、ユニバーサルデザインを前提に、特色あるゾーンを検討する。

(5) 遊具・施設選定

1) 遊具

遊具の選定に際しては、以下の点に留意する。

- ・それぞれのゾーンやエリアに適合する遊具を、その機能、ニーズ、規模等を総合的に判断して選定する。特定のゾーンやエリアに遊具を集中させるようなことは避け、こども同士の交流機会が広がるようバランス良く選定、配置する。
- ・ユニバーサルデザインによる遊具は、多くが製品化されている。現時点では、海外製品に多様な遊具が多くみられるが、日本製の遊具も増えている。
- ・ユニバーサルデザインの遊具は、障がいの有無にかかわらずだれもが一緒に遊べる、遊びやすい遊具だが、その特色や利点、留意点はさまざまである。遊具メーカーはそれらを考慮して製品を開発しているので、メーカーカタログ等を活用する。
- ・オーダーメイドで、設計段階から遊具を検討することも可能であるが、利用面やコスト面での配慮が必要である。

なお、個々の遊具については、次章「Ⅲ 2 主な遊具」で解説する。

2) 施設

遊具以外の施設も重要である。

広場内の園路、出入口、案内・表示、外周の囲い、休憩所、野外卓、ベンチ、水飲み、手洗場、ベビーカー置場などは、安全、快適に遊ぶために欠かせない施設である。

また、広場に至るまでに利用する施設として、公園の出入口、案内・表示、駐車場、バリアフリートイレ、園路、その園路沿いの休憩所などがあげられるが、これらは広場へのアクセシビリティを左右する重要な周辺施設である。

なお、広場内の施設については、次章「Ⅲ 3 主な施設」、広場に至るまでの施設については、次々章「Ⅳ 2 主な周辺施設」で解説する。

(6) 計画図の作成

それぞれの遊具や施設の配置を、出入口からの距離、敷地の形状、遊具の安全領域、全体の利用動線や隣接施設とのおさまりや利用動線等を考慮しながら整理する。

計画内容をわかりやすく伝えるためには、計画図のほかに、類似施設の写真やイメージスケッチ、鳥瞰図などを作成すると効果的である。(図Ⅱ-4-6)

(7) 概算工事費の算出

計画図に基づいて、概算工事費を算出する。遊具や施設の価格(設置工事込み価格)は、メーカーカタログの活用やメーカーに直接問い合わせることも可能である。舗装費用などは、おおよその単価が決まっている。



図Ⅱ－４－６ 施設配置計画図の事例（都立砧公園みんなのひろば）

5 色彩計画

色彩は、色覚に配慮して、情報がすべての利用者へ正確に、快適に伝わるようにする。

広場の出入口、園路、遊具の置場、安全領域などは、舗装の色彩を変えるなど、色分けによる区分で、利用の誘導や空間の構成をわかりやすく伝える。

遊具についても、大面積に刺激の強い原色を使用することは避けつつ、わくわくする遊びの感覚にふさわしい色彩を効果的に採用する。

【解 説】

「案内・表示」などの色彩は、「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」平成 23（2011）年 3 月」を参考にする。

広場の色彩は、このガイドラインに示されている「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」を基本に配色を検討する。

弱視の他、色覚障がいにより赤色と緑色の区別がつきにくい、また発達障がいにより赤色や黄色などの原色を好まないなど、見え方には特性がある。こうした特性に配慮し、見分けやすい色の組み合わせやコントラストの色彩とする。

アクセントカラー			ベースカラー			無彩色		
JPMA 色票 マンセル値	C,M,Y,K 値 R,G,B 値		JPMA 色票 マンセル値	C,M,Y,K 値 R,G,B 値		JPMA 色票 マンセル値	C,M,Y,K 値 R,G,B 値	
赤	F08-50V* 8.75R 5/12	0,75,95,0* 255,40,0	明るい ピンク	E05-80L 5R 8/6	0,25,15,0 255,209,209	白	EN93 N 9.3	0,0,0,0 255,255,255
黄色	F27-85V* 7.5Y 8.5/12	0,0,100,0 250,245,0	クリーム	F25-90H* 5Y 9/4	0,0,40,0 255,255,153	明るい グレー	E75-80B 5PB 8/1	15,10,10,0 200,200,203
緑	F47-60T* 7.5G 6/10	75,0,65,0 53,161,107	明るい 黄緑	E32-80P 2.5GY 8/8	25,0,80,0 203,242,102	グレー	E75-50D 5PB 5/2	18,10,0,55 127,135,143
青	E77-40V 7.5PB 4/12	100,45,0,0 0,65,255	明るい 空色	E69-80H 10B 8/4	30,0,0,0 180,235,250	黒	EN-15 N 1.5	50,50,50,100 0,0,0
空色	F69-70P* 10B 7/8	55,0,0,0 102,204,255	ベージュ	E19-75L 10YR 7.5/6	0,25,45,0 237,197,143			
ピンク	E02-70T 2.5R 7/10	0,55,35,0 255,153,160	明るい 緑	E42-70H 2.5G 7/4	45,0,45,0 135,231,176			
オレンジ	E15-65X 5YR 6.5/14	0,45,100,0 255,153,0	明るい 紫	F82-70H* 2.5P 7/4	25,30,0,0 199,178,222			
紫	E89-40T 10P 4/10	30,95,0,0 154,0,121						
茶	E09-30L 10R 3/6	55,90,100,0 102,51,0						
			代替色 (JPMA 色票のみ)			色名 日塗工色票番号 (参考マンセル値)		
			代替黄	E27-90P 7.5Y 9/8		塗装用：日塗工色票番号／参考マンセル値 印刷用：CMYK値（4色プロセスカラー印刷、Japan Color規格） 画面用：RGB値（sRGB標準ディスプレイ）		
			代替緑	E45-60L 5G 6/6				

（東京大学 伊藤啓准教授による色覚の多様性に配慮した案内サイン図表等用のカラーユニバーサルデザイン推奨配色セット）

資料：東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン 平成 23 年 東京都

図Ⅱ－5－1 カラーユニバーサルデザイン推奨配合セット

なお、主な空間の色彩の考え方は以下のとおりとする。

□出入口

だれもが出入口とわかりやすいアクセントカラーを用いる。例えば、明るい茶系やベージュ系などを検討する。

□園路部

輝度や彩度の高い色を避け、やさしく落ち着いた、しかもある程度目立つベースカラーを用いる。例えば、クリーム系、ベージュ系または明るいグレー系などを検討する。

□リスクの大きい遊具の安全領域や周辺部

複合遊具やブランコ等、高さやスピードを伴うリスクの大きな遊具の手すりや柵には、注意喚起のために黄色等の目立つ色が使用される。それらの色が映えるように、安全領域の色は、青または茶系などを検討する。

なお、安全領域の周辺部は、安全領域が目立つように、淡い色とし、かつ園路のクリーム系、ベージュ系等と見分けやすい色とする。空色（水色）系などを検討する。

□リスクの小さい遊具周り

主に 3 才から 6 才までの幼児の利用が多い、落下高さの低い遊具や、揺れの小さな揺動遊具等は、温かみのある柔らかいイメージ、かつ園路カラーのクリーム系、ベージュ系等と見分けが付きやすい色とする。緑または明るい紫色系などを検討する。

□休憩施設部

休息や、遊具で遊ぶ子どもたちを見守る場であることから、アースカラー系や淡い色合いの落ち着いた色などを検討する。



写真1 遊具や舗装の色彩の例 ややリスクの高い遊具である複合遊具まわりは青色系、回転遊具のまわりは茶系、園路は明るいグレー系で区分（都立砧公園）

6 チェックリスト

「だれもが遊べる児童遊具広場」を整備（改修を含む）する際には、計画段階、設計段階、工事段階、利用段階の各段階で、適切な内容であるかのチェックが大切である。

計画段階のチェックは、以下に示すチェックリストを参考に行う。

【解説】

バリアフリー法に基づく「整備基準」が定められた以下の施設については、整備基準に照らしてチェックする。本ガイドラインは、「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則」に基づいて行う。

「だれもが遊べる児童遊具広場」で該当する施設は概ね以下のとおり。

- ・園路及び広場（出入口、通路、傾斜路を含む）
- ・駐車場
- ・休憩所及び管理事務所
- ・便所
- ・水飲場及び手洗場
- ・掲示板、案内板及び標示

注：・自然条件や文化財保護等に係る適用除外規定もある。

- ・それぞれの地方公共団体で、同様の条例や基準等を制定している場合は、当該基準に照らしてチェックを行う。

以下にチェックリストを示す。

表Ⅱ-6-1 遊具・施設のユニバーサルデザイン度チェックリスト

区分	N O	チェック項目	チェック			総合 評価
			× 不 可	△ 可	○ 良	
遊具と遊びの空間	1	遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」に準拠していますか。	☐	☐	☐	× 不 可
	2	遊具は「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」に準拠していますか。	☐	☐	☐	
	3	海外から輸入された遊具は、日本の基準に準拠していますか。	☐	☐	☐	
	4	主として幼児が遊ぶゾーン、主として小学生が遊ぶゾーン、両者が混在して遊ぶゾーンについて配慮していますか。	☐	☐	☐	
	5	ニーズに応じて、身体的な遊び、感覚的な遊び、社会的な遊びに対応する遊具や空間をバランスよく導入していますか。	☐	☐	☐	△ 可
	6	遊具は、だれもが安全、快適、容易に利用できるよう、機能に応じて適切な場所に配置されていますか。	☐	☐	☐	
	7	遊具利用の際に発生する複数の動線の交錯回避に配慮していますか。	☐	☐	☐	○ 良
	8	車いすから移乗して遊ぶ遊具では、移乗しやすいデッキや手すり、スペースなど、安全、快適、容易な利用システムに配慮していますか。	☐	☐	☐	
	9	落下等の危険がある遊具設置面は、衝撃緩和舗装材等で舗装していますか。	☐	☐	☐	
	10	遊具設置面の色彩は、空間認識しやすい色彩に配慮していますか。	☐	☐	☐	
施設（広場内の施設）	1	広場出入口は、だれもが安全、快適、容易に通過することができますか。	☐	☐	☐	× 不 可
	2	広場区域の外周の危険箇所や必要な箇所には外周の囲いがありますか。その囲いは、空間に圧迫感や閉塞感などを与えないよう配慮されていますか。	☐	☐	☐	
	3	広場出入口には、広場内の遊具や施設、遊びかた、利用上の注意などをわかりやすく示した案内・表示がありますか。	☐	☐	☐	
	4	広場内の園路は、だれもが安全、快適、容易に、広場内の主な施設間を移動することができますか。	☐	☐	☐	△ 可
	5	広場内の休憩所は、日除けや緑陰などを備え、だれもが安全、快適、容易に休憩できる場所になっていますか。	☐	☐	☐	
	6	広場内の休憩所は、こどもや保護者同士、プレイワーカーやボランティアの人たちが交流できる場となっていますか。	☐	☐	☐	○ 良
	7	広場内には、だれもが利用しやすい場所に、安全、快適、容易に利用できる水飲み、手洗場がありますか。	☐	☐	☐	
	8	広場内には、だれもが利用しやすい場所やリスクの高い遊具の近くなどこどもを見守りやすい場所に、安全、快適、容易に利用できるベンチや野外卓がありますか。	☐	☐	☐	
	9	広場内には、夜間利用する場合は夜間利用に必要な照明、利用しない場合は防犯照明がありますか。	☐	☐	☐	

注：・計画図や計画書をもとにチェックして下さい。

- ・「だれもが」とは、車いす使用者、視聴覚障がい者、発達障がい者、外国にルーツを持つ人などが含まれます。車いすでの良好なアクセシビリティは必須です。
- ・総合的、定性的なチェックなので、計画内容を十分把握している人がチェックして下さい。

表Ⅱ－６－２ 周辺施設のユニバーサルデザイン度チェックリスト

区分	NO	チェック項目	チェック			総合評価
			× 不可	△ 可	○ 良	
ー	ー	周辺施設の多くには適合順守義務の「整備基準」があります。「整備基準」がある施設については、まず適合を確認し、それからチェックに入ってください。不適合の場合、改善が必要です。	☐	☐	ー	ー
周辺施設 (広場外の施設)	1	最寄駅、あるいはバス停から公園に至る道は、だれもが安全、快適、容易に到達することができますか。	☐	☐	☐	× 不可 ☐
	2	公園出入口は、だれもが安全、快適、容易に通過することができますか。	☐	☐	☐	
	3	駐車場は、車いす使用者をはじめ、だれもが安全、快適、容易に乗り降りすることができますか。	☐	☐	☐	
	4	公園出入口や駐車場には、広場やバリアフリートイレ、そこに至る園路をわかりやすく示した案内・表示がありますか。	☐	☐	☐	△ 可 ☐
	5	公園出入口や駐車場から広場に至る園路は、だれもが安全、快適、容易に移動することができますか。	☐	☐	☐	
	6	トイレはバリアフリーで、だれもが安全、快適、容易に利用することができますか。	☐	☐	☐	
	7	園路沿いの休憩所は、だれもが安全、快適、容易に利用することができますか。	☐	☐	☐	○ 良 ☐
	8	最寄りの管理事務所は、だれもが公平、安全、快適に利用することができますか。	☐	☐	☐	

注：・計画図や計画書をもとにチェックして下さい。改修の場合、広場外の施設は、現地でそれぞれの施設をチェックして下さい。

- ・「だれもが」とは、車いす使用者、視聴覚障がい者、発達障がい者、外国にルーツを持つ人などが含まれます。車いすでの良好なアクセシビリティは必須です。
- ・総合的、定性的なチェックなので、計画内容を十分把握している人がチェックして下さい。